

大和市告示第 38 号

大和市防災協力農地登録制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 31 年 3 月 15 日

大和市長 大 木 哲

大和市防災協力農地登録制度要綱の一部を改正する要綱

大和市防災協力農地登録制度要綱（平成 27 年大和市告示第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（登録対象農地）

第 3 条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、物理的に一体的な地形的まとまりを有している 300 平方メートル以上の一団の農地又は従前に登録された防災協力農地に接する農地とする。

第 6 条第 1 項中「を取消ししようとする」を「の取消しを求める」に改め、同条第 2 項中「第 3 条各号」を「第 3 条に規定する要件」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。